

福祉国家の思想的源流

—19世紀フランスの社会経済学・共和主義・連帯主義—

学位論文内容の要旨

本論文は以下の二点を課題とする。①革命期に提起された秩序観が、1830年代の「社会問題」認識によって問い直されるまでの思想的経緯を明らかにすること、②「社会問題」への対応を担った複数の思想潮流の対抗関係を検討し、革命以降のフランス政治・社会思想史を〈複数の近代〉像の選択の過程として再構成することである。

①フランス革命期には、伝統的「社団国家」に代わり、私的自律を有する個人と、彼らの合意によって正統化される公的権力という二元的構造の秩序像が提起された。それは平等主義的な「人民」の理念と、事実的不平等(貧民)の存在という乖離を内に抱えていた。これを媒介する試みは、革命期以降の〈政治化された公共性〉、〈社会科学の公共性〉、〈社会化された公共性〉という三つの観念によって整理される。

第一に、革命中期以降の共和主義者は、「公的領域」の担い手を、私的自律を有する個人ではなく、国家によって形成される愛国的「市民」と想定した。

第二に、革命期の〈政治化された公共性〉の観念が、現実には恐怖政治を導いたことによって、19世紀初頭の思想家は、「政治」に代わる「社会」を秩序の基盤と見なし、そこに内在する法則の「科学」的認識を探究した。彼らによれば、公的利益は知識人の主導する「社会の科学」によって見出され、それにしがった統治の刷新が必要である。

第三に、1830年代以降、産業化の進展とともに生じた都市労働者層における膨大な貧民の出現によって、「社会問題」が主題化された。「社会」とは経済的領域ではなく、個人を取り巻く生活環境、衛生・労働習慣、家族形態など、集合的「モラル」の領域を意味した。「社会問題」認識においては、産業化によって個人の私的自律と公的秩序を支える基盤それ自体が危機に陥っていると捉えられた。これ以降の政治・社会思想は、公私の二元的秩序観に代わり、個人の存立を支える「社会」の再組織化を行うという課題によって規定される。

②19世紀フランスの「社会問題」への対応は、国家形態ではなく、国家—市場—中間集団—家族を組み合わせた「福祉国家体制」として提起された。その統治像は、いかなる社会的価値を優先するかに応じて、「政治経済学」(自由)、「社会経済学」(共同性)、「共和主義」(平等)、「連帯主義」(公正)の四つの思想潮流に区別できる。19世紀末に至る思想史は、これら四潮流の対抗関係の歴史として再構成される。

第2章では、「政治経済学」との対比において、「社会経済学」の思想を検討した。「政治経済学」は、アダム・スミス以降のイギリス政治経済学の影響を受けて形成された思想である。それは19世紀初頭に生まれ、七月王制期を通じて支配的であり、その後も一定の影響を持ち続けた。「社会問題」への対応の文脈で、この思想は国家介入に対抗して「産業(市場)の自由」を擁護することを最も重視する。それを支える社会

組織として、パトロナーージュ、慈善組織の活性化と、家父長制的家族の強化が主張される。これらを通じた下層階級の「モラル化」の内容として重視されるのは、自己責任と勤労意欲であり、未来の「進歩」へのコミットメントである。

「社会経済学」は、「政治経済学」への批判として、七月王制期に語られ始めた思想である。それは七月王制期の支配層のうちでも、カトリシズムや保守主義に近い立場にあり、特に実践に携わる論者に担われた。彼らは「産業化」にたいする社会の「共同性」の回復を、最も基本的な価値とする。その思想は、経済的「富」と社会的「幸福」の区別、産業化による社会の再階層化への批判、伝統的な階層関係の維持と上層階級のイニシアティブによる下層階級の「モラル化」、進歩への懐疑などによって特徴づけられる。具体的には、国家権力の分権化と、地方公共組織と私的慈善組織の結合、家父長制的家族の維持、貯蓄・衛生などの「予防」的措置の重視、実践的知の蓄積を通じた扶助の一般的組織化などを特徴とする。社会経済学は、1848年の二月革命期にいったん挫折した後、第二帝政下にル・プレによって再建され、第三共和政期にはエミール・シェイソンやシャルル・ジッド、社会カトリシズムによって引き継がれ、20世紀以降フランス福祉国家体制成立の一翼を担った。

第3章では、1830年代以降の労働者・職人層に担われた「共和主義」の思想を検討した。革命期の共和主義を引き継いだこの思想は、「人民」の一体性の基礎となる「平等」の実現を最も重視する。彼らにとって「社会問題」とは、産業化にともなう階層化と個人の孤立化を意味する。それにたいして、彼らは理想的平等と事実的不平等の媒介を、ロマン主義的に表象された国家に期待する。国家は統治機構ではなく、「友愛」の絆で結びついた共同体（ナシオン）である。それは拡張された家族、アソシアシオンとしてイメージされ、それらの社会的役割を引き受ける唯一の組織と想定される。具体的には、普通選挙制と労働の権利によって、国家介入による平等化が要求される。「友愛」の思想にはここで採り上げた国家主義的なものと、職人組合や相互扶助組合などに依拠する団体主義的なものがある。前者の潮流は、48年二月革命の後挫を経験し、「友愛」から「連帯」へと思想的再構成を行うことで第三共和政を担う潮流と、1870年パリ・コミュンに向かった潮流とに分岐する。後者の潮流は、ミュテュアリズムやサンディカリズムとして、19世紀後半から20世紀初頭に受け継がれ、フランス福祉国家体制に、団体主義的性格と労働者の参加という特徴を刻印した。

第4章では、第三共和政期の支配層である知識人、政治家などに担われた「連帯」の思想を検討した。それは、第二帝政下で「友愛」を批判する共和主義者によって形成され、第三共和政期には社会保険を正当化する思想として一般に流通した。ルヌーヴィエ、フイエなどの哲学者は、コント実証主義の認識論と、新カント哲学を接合し、社会を「有機体」としてとらえると同時に、その結合の目的を「人間性の進歩」と想定した。「人間性」は万人の抽象的条件の対称性（公正）という規範を導く。これらの哲学はブルジョワによって政治的イデオロギーとして通俗化され、デュルケムによって大学に制度化された。彼らの思想から導かれる統治像は次のような特徴を持つ。産業化（市場化）のもたらす負の影響に集会的に対応すること、同業組合、共済組合、協同組合などの中間集団の自治を基礎とし、それらを包括して指導や監視を行うという形で、国家による間接的な普遍的な社会権の保障を行うこと、個人が自己規律や社会化の義務を担うことである。「連帯」の思想は1898年労働災害補償法を導いたが、その後は、政治経済学、社会経済学、サンディカリズムとの思想的対抗の中で、1930年まで統一的社会保険の制度化をもたせず、制度分立と団体自治にたいする、国家の普遍主義的権利保障の弱さによって特徴づけられるフランス福祉国家体制を導いた。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 権 左 武 志
副 査 教 授 田 口 晃
副 査 助 教 授 辻 康 夫

学 位 論 文 題 名

福祉国家の思想的源流

— 19世紀フランスの社会経済学・共和主義・連帯主義 —

論文の要旨

本論文は、十九世紀フランスにおける革命期以降の政治思想史を、新たに社会問題に対処すべく展開された様々な思想潮流の緊張・対抗関係として描き出し、二〇世紀フランスの福祉国家思想を準備した思想史的過程を解明しようとするものである。第1章では、革命期に提起された共和主義的秩序観が、一八三〇年代における社会問題の認識により問い直されるまでの思想的経緯を明らかにした上で、第2章では、七月王政期に見られた「新しい慈善」を唱える社会経済学の思想を、第3章では、第二共和制から第二帝政期にかけて復活した「友愛の共和国」を掲げる共和主義思想を、第4章では、第三共和制期に連帯の哲学を提示した連帯主義の思想をそれぞれ取り上げ、これら相互の対抗関係として十九世紀末までのフランス思想史が再構成される。

第1章では、まず革命期の共和主義思想を、「公論」「友愛」「貧困」の概念を軸として検討し、愛国的情念あふれる市民を担い手とする「政治化された公共性」の挫折した試みと理解した上で、復古王政期になると、「政治」に代わる「社会」を新たな秩序の基盤に据え、社会に内在する法則を科学的に探求する「社会の科学」が模索されたとする。更に一八三〇年代には、産業化の進展に伴い生じてくる都市労働者の大量の貧民が「社会問題」として認識され、個人の存立を支える「社会」の再組織化が課題に上ってくるとされる。

第2章では、七月王政期の支配層（カトリシズムや保守主義者）に担われた社会問題への対応として、社会経済学が政治経済学と対比しつつ検討される。政治経済学が、国家介入に対抗し「産業（＝市場）の自由」を重視するのに対し、社会経済学は、産業化に対する社会の共同性の回復を基本価値と見なすものであり、経済的富と社会的幸福を区別し、産業化による社会の再階層化を批判する一方で、伝統的な階層関係を維持しつつ上層階級のイニシアティブによる下層階級の「モラル化」を目指す。具体的には、国家権力を分権化し、地方公共組織と私的慈善組織を結合しながら、家父長制的家族を維持する一方で、貯蓄・衛生などの予防措置を重視し、実践知の蓄積を通じた扶助の一般的組織化を図ろうとする。こうした社会経済学の思想は、二月革命期に挫折した後、第二帝政下で再建され、第三共和制期にはシェイソンやジッド、社会カトリシズムに引き継がれ、二〇世紀になるとフランス福祉国家成立の一翼を担うとされる。

第3章では、一八三〇年代以降の労働者・職人層に担われる共和主義の思想を検討する。

革命期の共和主義思想を復権させたこの思想は、人民の同質性とその基礎をなす平等の実現を重視する。社会問題とは、何よりも産業化による階層化と個人の孤立化を意味するのに対し、共和主義者は、ロマン主義的に表象された国家共同体、即ち「友愛」の絆で結びついたナシオンへの帰属により理念的平等の実現を図ろうとするのであり、「友愛の共和国」は、拡張された家族ないしアソシエーションとしてイメージされる。こうした友愛の思想のうち、第一に、普通選挙制と労働の権利という形で国家的介入による平等化を目指す国家主義派は、二月革命の挫折後、友愛から連帯へ変容し第三共和制を担う勢力と、一八七〇年のパリ・コミューンに向かう勢力に分岐していく。第二に、職人組合や相互扶助組合に依拠する団体主義派は、二〇世紀初頭にサンディカリズムや相互主義として受け継がれ、フランス福祉国家の団体主義的性格を形成したとされる。

第4章では、第二帝政下で友愛思想を批判する共和主義者により形成され、第三共和制期の知識人、政治家に担われた連帯主義の思想が検討される。まず連帯主義を準備した哲学者としてルヌーヴィエ、フイエらを取り上げられ、彼らは、コント実証主義とカント哲学を接合し、社会を相互依存的な有機体と捉える一方で、有機体の結合目的は「人間性」ないし「人格」の進歩だと考え、万人の抽象的条件の公正さを規範化したとされる。こうした連帯の哲学を政治的に通俗化したのがレオン・ブルジョワであり、大学内で制度化したのがデュルケームであって、彼らの連帯主義は、産業化に対応すべく、同業組合・共済組合・協同組合の自治を認めつつも、これら中間集団への指導・統制を通じ、国家が間接的に普遍主義的な社会権の保障を行う、しかも権利保障の裏側として個人に社会的義務の遂行を求めるものであった。こうした連帯思想は、第三共和制期に社会保険を正当化したばかりか、1898年災害補償法の制定に寄与したが、その後は政治経済学・社会経済学・サンディカリズムとの対抗関係の中で、1930年まで統一的な社会保険の制度化に成功せず、分立的制度と団体自治といった普遍主義的権利保障の弱さで特徴づけられるフランスの福祉国家をもたらすことになった。

評価の要旨

審査の結果、①修士論文で取り上げたデュルケームの政治思想を、第三共和制期に見られた「連帯主義」の思想潮流内に見事に位置づけた点、②こうした連帯主義や友愛の思想を、社会問題への対応策として、フランス留学中に取り組んだ社会経済学の政治思想に関連づけて、共和主義のディスクールだけで語り切れない十九世紀フランス思想史の新たな見取り図を描き出した点、③そこから、二〇世紀フランス福祉国家の特殊性を説明しようと試みた点、④しかも、これらをフランスで収集した膨大な一次資料を用いて丹念に論証した点、――以上は、主要な思想家に注目する余り、従来政治学史研究では見落とされてきた十九世紀フランスの思想的文脈を新規に掘り起こしたものであり、学術的に独創的かつ有意義な研究として高く評価できる。

他方で、①最初は、社会経済学・共和主義・連帯主義を、理念の変容過程として時系列的に論じようとしていたのが、担い手を異にする三者の対抗関係へと視点を改めた結果、社会問題への対応を扱う前半の1・2章と、共和主義の変容を扱う後半の3・4章が若干乖離しているかの印象を与える点、②共和主義思想の中に含まれるはずの社会主義の思想潮流や、ブルードン主義、サンディカリズムが取り上げられていない点、③「友愛」思想が流れ込んでいくはずのルナンらナショナリズムの潮流が十分に論じられていない点、④二〇世紀前半の諸問題を抜きにして、十九世紀思想を、一九六〇年以降に成立したフランス福祉国家体制に無媒介に関連づけてよいのか、――これらは、本論文の弱点として指摘できる。

だが、視点を変えてみれば、これら問題として指摘された点も、実は十九世紀フランス

思想史の総合的な見取り図を描こうとした本論文の構想から生じるものであり、むしろ構想全体のスケールの大きさを証明するものとも言える。従って、審査員全員の一致した評価として、本論文は法学博士の学位を授与するに充分ふさわしい論文であると判断した。